

葉山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

葉山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

(別紙)

平成30年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が市町村に委譲されたことに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について条例で定める必要があることから、提案するものであります。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

#### (指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準)

第3条 法第79条第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人であって、葉山町暴力団排除条例(平成24年葉山町条例第8号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないものとする。

#### (指定居宅介護支援等の事業に関する基準)

第4条 法第81条第1項及び第2項に規定する人員及び運営に関する基準は、この条例で定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。)に定めるところによる。

2 前項の場合における省令第29条第2項の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### (適用区分)

2 第4条第2項の規定は、この条例施行の際、現に存在しないものについて、これを適用しない。

# 条例の概要

## 題名

葉山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

## 1 趣 旨

介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が市町村に移譲されたことに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について条例で定めることとした。

## 2 内 容

- (1) 条例で定める基準は、次の 2 点を除いて、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）に定めるところによることとした。
- (2) 指定居宅介護支援事業者として指定してはならない者を、「法人であって、葉山町暴力団排除条例（平成 24 年葉山町条例第 8 号）に規定する暴力団又は暴力団経営支配法人等でないもの」とすることとした。
- (3) 指定居宅介護支援事業者が整備した利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録の保存期間を、完結の日から 5 年間とすることとした。

## 3 施行期日等

- (1) この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) 記録の保存について、この条例施行の際、現に存在しないものについては適用しないこととした。